

千葉県の給与・定員管理等について

(平成24年度)

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

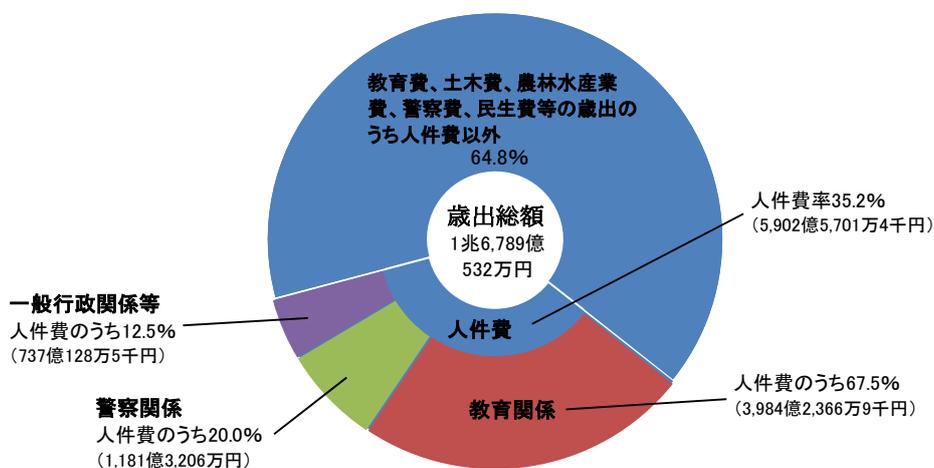
平成23年度普通会計(決算額)に占める人件費の状況は、次のとおりです。

人件費の内訳は、教育関係職員(市町村立小・中学校の教員を含む)が67.5%、警察関係職員が20.0%、一般行政関係等職員にかかる人件費が12.5%となっています。

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	6,147,619	1,678,905,320	9,315,866	590,257,014	35.2	37.6

(注) 1 人件費とは、職員に支給された給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与などの総額をいいます。

2 「実質収支の額」とは、その団体の純剰余または純損失の額を示すものです。

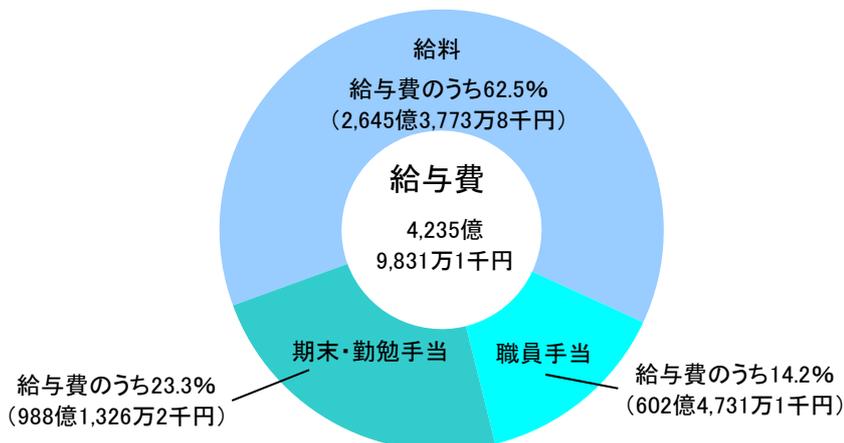


(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	58,819	264,537,738	60,247,311	98,813,262	423,598,311	7,202	7,107

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

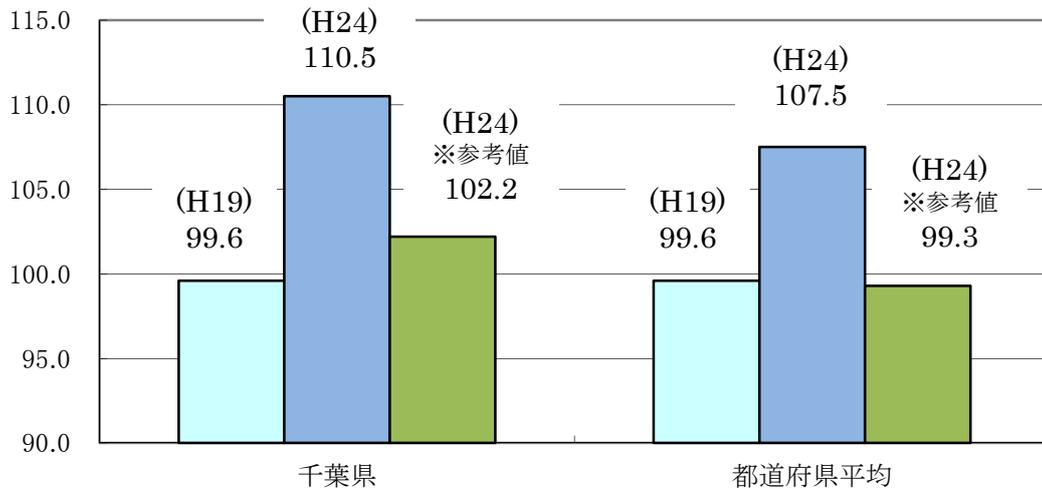
2 職員数は、平成23年4月1日現在の一般行政職員、警察官、教員などの総数です。



(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 109.8
(平成24年4月1日現在)

(注) H24.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	397,000円	396,867円	+133円 (+0.03%)	改定なし	改定なし	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
24年度	3.97月	3.95月	0.02月	0月	3.95月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況（24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
最高号給の給料月額	243,700	307,800	356,300	390,800	403,200	422,600	456,200	478,200	537,700	570,100

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
千葉県	43.4歳	343,784円	433,098円	393,538円
国	42.8歳	304,944円 (329,917円)	—	372,906円 (401,789円)
都道府県平均	43.5歳	336,945円	420,960円	377,603円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
千葉県	51.4歳	637人	328,729円	383,739円	364,227円	—	—	—	—
用務員	53.6歳	189人	316,826円	364,527円	349,164円	用務員	53.5歳	206,600円	1.76
農業等技術員	49.3歳	200人	336,504円	396,608円	376,213円	—	—	—	—
運転手	55.3歳	57人	350,550円	415,132円	388,683円	自家用自動車運転者	58.6歳	220,500円	1.88
調理員	53.0歳	50人	317,677円	367,994円	348,234円	調理士	42.5歳	276,900円	1.33
介助員	51.9歳	52人	338,824円	388,124円	371,081円	福祉施設介護員	36.4歳	221,000円	1.99
電話交換手	53.6歳	26人	299,154円	346,801円	321,379円	—	—	—	—
守衛	50.8歳	7人	344,324円	440,031円	392,665円	守衛	52.0歳	248,400円	1.77
その他	44.7歳	56人	331,202円	390,773円	371,615円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465円 (285,030円)	—	307,506円 (323,181円)	—	—	—	—
都道府県平均	50.2歳	461人	333,067円	389,758円	366,292円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
千葉県	—	—	—
用務員	5,741,289円	2,861,400円	2.01
農業等技術員	—	—	—
運転手	6,569,503円	2,852,300円	2.30
調理員	5,790,904円	3,708,800円	1.56
介助員	6,046,900円	3,149,500円	1.92
電話交換手	—	—	—
守衛	6,842,210円	3,512,400円	1.95
その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成21～23年の3ヶ年平均）

※民間データの「用務員」と「福祉施設介護員」については、都道府県別データが公表されていないため全国平均を使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた額です。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千葉県	46.0歳	389,648円	458,573円
都道府県平均	44.8歳	384,152円	444,582円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千葉県	43.2歳	369,161円	429,401円
都道府県平均	43.8歳	370,304円	423,923円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
千葉県	39.0歳	328,184円	463,046円	369,535円
国	41.2歳	297,622円(316,195円)	—	346,716円(367,421円)
都道府県平均	39.3歳	322,203円	462,861円	367,205円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

学校卒業後すぐに採用された場合の初任給は、次のとおりです。

区 分		千 葉 県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	総合職(大卒) 172,557円(181,200円) 一般職(大卒) 163,987円(172,200円)
	高校卒	144,500円	一般職(高卒) 133,418円(140,100円)
技能労務職	高校卒	141,900円	—
	中校卒	129,200円	—
高等学校教育職	大学卒	200,200円	—
小・中学校教育職	大学卒	200,200円	—
警察職	大学卒	211,800円	総合職(大卒) 193,413円(203,100円) 一般職(大卒) 190,460円(200,000円)
	高校卒	179,000円	一般職(高卒) 153,797円(161,500円)

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,956円	328,256円	375,526円
	高校卒	222,119円	265,740円	326,722円
技能労務職	高校卒	—	287,071円	310,700円
	中学卒	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	321,538円	366,249円	399,999円
	高校卒	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	326,270円	373,663円	401,068円
	高校卒	—	—	—
警察職	大学卒	299,037円	353,425円	373,664円
	高校卒	261,594円	308,363円	355,549円

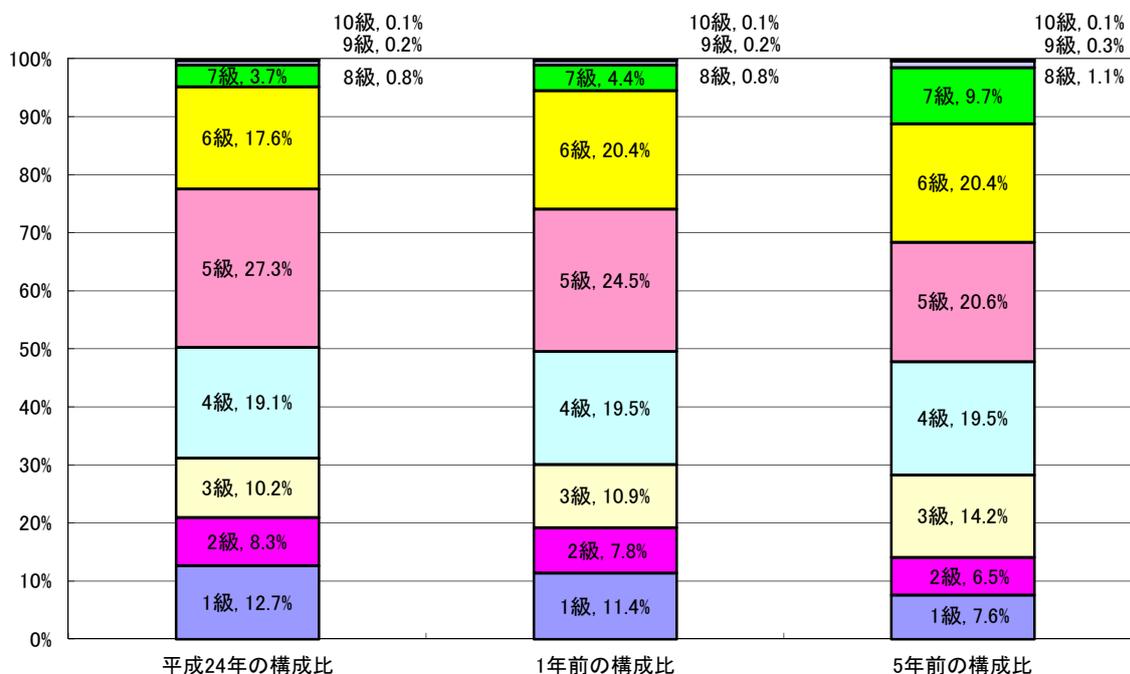
(注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに県に採用され、引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師	1,095人	12.7%
2級	主事、技師	719人	8.3%
3級	副主査、主任主事、主任技師	878人	10.2%
4級	係長、主査	1,656人	19.1%
5級	班長、副主幹	2,365人	27.3%
6級	副課長、主幹	1,526人	17.6%
7級	課長	318人	3.7%
8級	次長	70人	0.8%
9級	担当部長	16人	0.2%
10級	部長	8人	0.1%

- (注) 1 千葉県給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 3 職員数には教育部門等での一般行政職を含んでいます。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。

2 昇給への勤務成績の反映状況

評定等の結果に基づき、平成24年4月1日付けで次のとおり昇給を実施。

昇給号給数		5号給以上	4号給(標準)	3号給以下
人員 分布率	特定職員	16.7%	83.3%	0.0%
	その他の職員	24.1%	74.8%	1.1%

※知事部局の行政職給料表適用者の状況。

※昇給判定期間の全ての期間を勤務していない者、懲戒処分や分限処分を受けた者、昇給抑制の対象(55歳以上)となっている者等は除かれています。

※特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいいます。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

千葉県	国																																				
1人当たり平均支給額(23年度) 1,568千円	—																																				
(23年度支給割合) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.6月分</td> <td style="text-align: center;">1.35月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1.45)月分</td> <td style="text-align: center;">(0.65)月分</td> </tr> </table> (内訳) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.225月分</td> <td style="text-align: center;">0.675月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(0.65)月分</td> <td style="text-align: center;">(0.325)月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.375月分</td> <td style="text-align: center;">0.675月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(0.8)月分</td> <td style="text-align: center;">(0.325)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.6月分	1.35月分	(1.45)月分	(0.65)月分	6月期	1.225月分	0.675月分		(0.65)月分	(0.325)月分	12月期	1.375月分	0.675月分		(0.8)月分	(0.325)月分	(23年度支給割合) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.6月分</td> <td style="text-align: center;">1.35月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1.45)月分</td> <td style="text-align: center;">(0.65)月分</td> </tr> </table> (内訳) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.225月分</td> <td style="text-align: center;">0.675月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(0.65)月分</td> <td style="text-align: center;">(0.325)月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.375月分</td> <td style="text-align: center;">0.675月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(0.8)月分</td> <td style="text-align: center;">(0.325)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.6月分	1.35月分	(1.45)月分	(0.65)月分	6月期	1.225月分	0.675月分		(0.65)月分	(0.325)月分	12月期	1.375月分	0.675月分		(0.8)月分	(0.325)月分
期末手当	勤勉手当																																				
2.6月分	1.35月分																																				
(1.45)月分	(0.65)月分																																				
6月期	1.225月分	0.675月分																																			
	(0.65)月分	(0.325)月分																																			
12月期	1.375月分	0.675月分																																			
	(0.8)月分	(0.325)月分																																			
期末手当	勤勉手当																																				
2.6月分	1.35月分																																				
(1.45)月分	(0.65)月分																																				
6月期	1.225月分	0.675月分																																			
	(0.65)月分	(0.325)月分																																			
12月期	1.375月分	0.675月分																																			
	(0.8)月分	(0.325)月分																																			
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%																																				

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成20年6月から本庁課長級以上の職員については、前年度1年間の人事評価結果による評価区分(4段階)に基づき、成績率を決定しています。

知事部局(一般行政職)における平成24年12月の勤勉手当への人事評価結果の反映状況は次のとおりです。

成績区分	成績率		人員分布率
	部長級・次長級	課長級	
特に優秀	1.06	0.86	2.1%
優秀	0.96	0.76	18.3%
良好(標準)	0.86	0.66	79.6%
良好でない	0.76	0.56	0.0%

(2) 退職手当（24年4月1日現在）

千葉県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額					
自己都合	90万1千円				
勸奨	2,770万7千円				
定年	2,727万円				

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		19,174,520千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		302,514円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	32人	15%	18%
成田市、印西市(印旛村及び本埜村を除く。)	2,199人	7%	15%
船橋市、浦安市、我孫子市、袖ヶ浦市	6,284人	7%	12%
千葉市、市川市、松戸市、習志野市、八千代市、富津市、四街道市	24,503人	7%	10%
佐倉市、柏市、白井市、鎌ヶ谷市、茂原市、市原市	8,849人	7%	6%
野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町、大網白里町	4,765人	7%	3%
成田市(成田国際空港区域内)	1,643人	7%	15%
その他の千葉県の地域	10,732人	7%	—
医師、歯科医師(全域)	50人	15%	15%
平均支給率		7.01%	7.57%

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

2 印旛村及び本埜村は、平成22年3月23日の前日においてそれらの名称を有する村の同日における区域を示しています。

(4) 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)	3,466,309千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	93,454円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	42.1%
手当の種類(手当数)	42

【知事部局】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所職員等	県税の賦課徴収	月額 14,000 円
		滞納処分、犯則取締り、軽油路上抜き取り調査等	日額 450 円・550 円
消防訓練指導業務手当	消防学校職員	破壊器具を使用する訓練、高所訓練等の危険を伴う教育訓練	日額 500 円
社会福祉事務手当	健康福祉センター職員、児童福祉司等 (管理職職員除く)	生活保護業務、訪問調査、相談等	日額 470 円
	女性サポートセンター、児童相談所職員等	心理学的判定等	日額 370 円
家畜保健衛生作業手当	家畜保健衛生所の獣医師 (管理職職員除く)	家畜の保健衛生上必要な試験及び検査等	月額 13,500 円
防疫等作業手当	健康福祉センター、衛生研究所職員等	感染症の病原体の検査、感染症の病原体に汚染された場所の消毒作業等	日額 320 円
		結核の検診、結核患者の療養指導等	日額 320 円
		家畜伝染病の患畜に対する検査、注射等	日額 280 円
精神保健業務手当	健康福祉センター職員	医師による精神障害者の診察の立会い、病院への護送	日額 450 円
		在宅精神障害者の面接業務	日額 400 円
犬取扱作業手当	健康福祉センター職員	狂犬病の予防注射、病性鑑定、犬の捕獲、薬殺等	日額 420 円
夜間看護等手当	児童相談所、生実学校、富浦学園、乳児院の看護師、保育士等	深夜における看護等の業務	1回 2,000 円～6,800 円
夜間特殊業務手当	水産情報通信センター職員	深夜における無線通信設備の運用、保守業務	1回 410 円～1,100 円
公害調査等作業手当	地域振興事務所、環境研究センター職員等	ガス、粉じん等の有害物の調査、し尿処理施設の検査等	日額 290 円
用地交渉手当	農林振興事務所、土木事務所職員等	公共事業に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	日額 1,000 円・1,500 円
災害応急作業手当	土木事務所職員等	災害発生時に河川の堤防等で行う巡回監視、応急作業等	日額 710 円～2,160 円
放射線取扱作業手当	診療放射線技師等	エックス線を人体に対して照射する作業	日額 360 円
漁撈作業手当	水産総合研究センター職員等	試験調査、漁業実習のため魚介等水産物を獲る作業	1 航海の支給総額(漁獲物の販売額－経費)×35/100 以内
調査試験手当	環境研究センター、水産総合研究センター職員等	海上における調査、試験、監督、指導等	日額 500 円
温室内農薬散布作業手当	農林総合研究センター職員等	5 月から 10 月までの温室内における農薬散布作業	日額 270 円
家畜取扱作業手当	畜産総合研究センター職員等	種牡牛(豚)の自然交配、精液採取等	日額 300 円
		獣畜の解体処理、解体後の検査	日額 420 円
危険物等取扱作業手当	産業支援技術研究所、衛生研究所職員等	毒物、劇物等を使用した検査、試験等	日額 280 円
	商工労働部保安課、地域振興事務所職員等	高圧ガス製造施設、火薬庫の立入検査等	日額 280 円
	計量検定所職員等	液化石油ガスに係る特定計量器の検定、検査	日額 280 円
	計量検定所職員	大型はかりの検定、検査のため 500 kg 以上の分銅を取り扱う作業	日額 290 円
危険現場作業手当	下水道事務所職員等	トンネル坑内における掘削作業、監督業務等	日額 450 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	健康福祉センター、環境研究センター職員等	危険ながけ、高所で行う監督、測量等	日額 280 円・340 円
	水産総合研究センター職員等	潜水作業等	1時間 310 円～1,500 円
	農林振興事務所、土木事務所職員等	夜間における土木工事作業、監督業務	1回 320 円
	畜産総合研究センター市原乳牛研究所、嶺岡乳牛研究所職員	傾斜地における大型特殊自動車等の運転業務	日額 230 円・300 円
司法警察員職務等手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 550 円
	漁業監督吏員等	海上における漁業取締業務	日額 550 円
庁舎警備等業務手当	本庁の守衛	深夜における庁舎警備等	1回 470 円・730 円

【警察】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
刑事作業手当	警察官	私服勤務員の犯罪予防、犯罪捜査、被疑者逮捕	日額 560 円
		捜査本部開設事件の捜査等	日額 840 円
		留置施設の看守	日額 310 円
		被疑者の護送	日額 280 円
少年補導手当	少年補導専門員	街頭補導、少年相談等	日額 300 円
警ら作業手当	警察官	警ら作業	日額 300 円
犯罪鑑識作業手当	警察職員	指紋、手口、写真を利用する犯罪鑑識の作業等	日額 560 円・280 円
警察爆発物処理等作業手当	警察職員	爆発物の移動、回収、解体等の作業	日額 5,200 円
		特殊危険物質(サリン等)の処理作業、特殊危険物質による被害の危険がある区域内の作業、特殊危険物質の製造過程解明実験	日額 250 円～4,600 円
特別救助等作業手当	警察職員	ロープ等を利用して行う救難救助等	日額 710 円
		災害発生時の災害警備、遭難救助等	日額 840 円・1,680 円
交通捜査等作業手当	警察官	交通捜査、交通事故処理作業	日額 560 円・1,120 円
	警察官、交通巡視員	交通整理、交通取締り作業	日額 310 円・620 円
	警察官	高速道路上における交通取締り、交通事故処理等の作業	日額 840 円・1,680 円
	警察職員	夜間の交通捜査、交通事故処理	日額 280 円～840 円
航空作業手当	警察職員	航空機の操縦等	1時間 1,900 円～5,100 円 1回 4,000 円
警察用自動車等運転手当	警察職員	白バイの運転作業	日額 560 円・1,120 円
		パトカーの運転作業	日額 420 円・840 円
警察夜間特殊業務手当	警察職員	深夜の犯罪捜査、警ら、交通事故処理等の作業	1回 410 円～1,100 円
死体処理作業手当	警察職員	変死者又は変死の疑いのある死体の処理、解剖補助作業	1回 1,600 円・3,200 円
緊急呼出業務手当	警察本部又は警察署職員(管理職職員除く)	突発的に発生した犯罪捜査、被疑者逮捕等のため緊急に呼び出され、夜間帯においてその業務に従事した場合	1回 620 円・1,240 円
身辺警護等作業手当	警察官	天皇、皇后、皇太子、皇太子妃等の側近警衛等	日額 640 円・1,150 円
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器等を使用している犯罪現場での被疑者逮捕等	日額 820 円～1,640 円

【教育委員会】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務手当	教育職員	非常災害時等の緊急業務で週休日等に行うもの	日額 6,000 円～12,800 円
		修学旅行等引率指導業務で泊を伴うもの	日額 3,400 円
		対外競技等引率指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	日額 3,400 円
		部活動指導業務で週休日等に行うもの	日額 2,400 円
教員兼務手当	教育職員	全日制課程勤務職員の定時制課程授業、定時制課程勤務職員の全日制課程授業、通信制課程勤務職員の全日制課程授業又は定時制課程授業、全日制課程勤務職員又は定時制課程勤務職員の通信制課程における面接指導	1 単位時間 1,300 円
多学年学級担当手当	教育職員	小学校、中学校の2以上の学年の児童、生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額 290 円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校等の教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言を行う主任等の業務	日額 200 円
航海実習指導手当	水産高等学校の学校職員	実習船に乗り組み、実習生に対して行う航海実習指導	日額 1,700 円・1,800 円
		実習船に乗り組み、冷凍室内等におけるマイナス55度以下の低温下での指導	1 時間 260 円
教育夜間手当	定時制課程本務職員のうち、定時制通信教育手当受給者以外	定時制教育等の業務	月額 5,600 円
	定時制課程併置学校の事務長	全日制、定時制両課程の総括業務	日額 230 円
夜間学級担当手当	二部授業を行う中学校の教育職員	夜間授業	月額 19,000 円～32,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	9,186,178千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	153千円
支給実績(22年度決算)	10,138,299千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	169千円

(6) その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ。	—	千円 5,650,218	円 220,110
住居手当	借家居住者に支給(月額) 借家 家賃額に応じて27,000円を限度 (家賃12,000円を超える場合に限る。)	同じ。	—	千円 3,859,228	円 120,098
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車、バスを利用する場合 運賃等相当額 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～53,530円	異なる。	乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～24,500円	千円 6,790,435	円 117,744
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (月額) 適用される給料表並びに職務の級及び区分に応じて39,700円～139,300円	異なる。	区分及びその額	千円 3,830,382	円 790,258
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ。	—	千円 2,392,741	円 219,659
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ。	—	千円 1,357,439	円 170,490
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 一般の宿日直勤務 4,200円 勤務時間が5時間未満の場合 2,100円等	同じ。	—	千円 1,383,399	円 213,224
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分に応じ、1回につき4,000円～12,000円	同じ。	—	千円 50,003	円 117,654
初任給調整手当	医師又は歯科医師の職に採用された職員に一定期間支給(月額) 306,000円以下	同じ。	—	千円 109,790	円 2,553,256
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給(月額) 給料の月額×8/100又は10/100	—	—	千円 75,095	円 347,662
産業教育手当	産業教育(農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程)に関する実習を行う教員に支給(月額) 16,000円～32,000円	—	—	千円 169,977	円 349,747

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程の教育を行う教諭等に支給(月額) 26,000円～32,000円	—	—	千円 136,375	円 317,151
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教員に支給(月額) 職員の職務の級及びその号給に応じた額(8,000円以下)	—	—	千円 2,500,562	円 64,092
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 23,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ。	—	千円 67,302	円 195,645
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給(月額) (給料の月額+扶養手当)×8/100以内	同じ。	—	千円 0	円 0
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等に所在する公立の小中学校に勤務する職員に支給(月額) (給料の月額+扶養手当)×8/100	—	—	千円 700	円 77,778
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、千葉県区域内に滞在する場合に支給(日額) 公用の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 その他の施設 滞在した期間に応じて5,140円～6,620円	—	—	千円 0	円 0
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、千葉県区域内に滞在する場合に支給(日額) 公用の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 その他の施設 滞在した期間に応じて5,140円～6,620円	—	—	千円 0	円 0

6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

特別職の報酬等は、千葉県特別職報酬等審議会の答申を受けて、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」で定められており、現在の額は平成5年10月に改正されたものです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,390,000円
	副 知 事	1,110,000円
報 酬	議 長	1,110,000円
	副 議 長	970,000円
	議 員	880,000円
期 末 手 当	知 事	(23年度支給割合) 3.95月分(6月期1.90月分 12月期2.05月分)
	副 知 事	(23年度支給割合) 3.95月分(6月期1.90月分 12月期2.05月分)
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
		139万円×在職月数×0.6 4,003万円 任期毎
	副 知 事	111万円×在職月数×0.45 2,398万円 任期毎

(注) 1 期末手当には、一般職と同様の加算措置があります。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 知事、副知事には、このほか地域手当(7%)及び通勤手当が支給されます。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

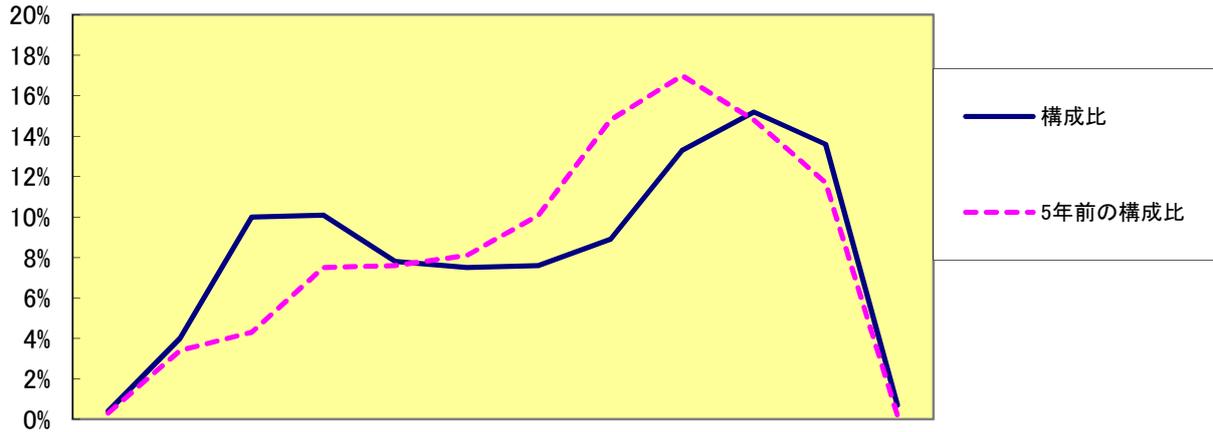
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	議 会	55	56	1	
	一 般 行 政 部 門				
	総 務	1,016	1,002	▲14	内部組織の見直し
	税 務	550	525	▲25	収税体制の見直し
	民 生	718	717	▲1	分権一括法による権限移譲
	衛 生	1,240	1,238	▲2	業務執行体制の見直し
	労 働	127	126	▲1	
	農 林 水 産	1,643	1,576	▲67	内部組織の見直し
	商 工	245	239	▲6	
	土 木	1,249	1,191	▲58	業務執行体制の見直し
	計	6,843	6,670	▲173	
	教育部門	39,354	39,384	30	高等学校の学級増
	警察部門	12,623	12,731	108	欠員の補充
	小 計	58,820	58,785	▲35	
公 営 会 企 業 部 等 門	病 院	2,044	2,056	12	医療サービスの充実
	水 道	722	704	▲18	業務執行体制の見直し
	下 水 道	110	108	▲2	派遣の減
	そ の 他	429	412	▲17	業務執行体制の見直し
	小 計	3,305	3,280	▲25	
合 計		62,125 [65,439]	62,065 [65465]	▲60 [26]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）



20 20 24 28 32 36 40 44 48 52 56 60
 歳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 歳
 未 23 27 31 35 39 43 47 51 55 59 以
 満 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 上

区分	20歳未満	20歳〳23歳	24歳〳27歳	28歳〳31歳	32歳〳35歳	36歳〳39歳	40歳〳43歳	44歳〳47歳	48歳〳51歳	52歳〳55歳	56歳〳59歳	60歳以上	計
職員数	276 (0.4%)	2,509 (4.1%)	6,198 (10.0%)	6,296 (10.2%)	5,276 (8.5%)	4,664 (7.5%)	4,740 (7.6%)	5,511 (8.9%)	8,234 (13.3%)	9,441 (15.2%)	8,457 (13.6%)	463 (0.7%)	62,065 (100%)

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	8,015	7,701	7,392	7,092	6,843	6,670	▲1,345 (▲16.8%)
教育	39,781	39,500	39,325	39,302	39,354	39,384	▲397 (▲1.0%)
警察	12,456	12,495	12,459	12,595	12,623	12,731	275 (2.2%)
普通会計計	60,252	59,696	59,176	58,989	58,820	58,785	▲1,467 (▲2.4%)
公営企業等会計計	3,613	3,517	3,409	3,348	3,305	3,280	▲333 (▲9.2%)
総合計	63,865	63,213	62,585	62,337	62,125	62,065	▲1,800 (▲2.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占める 職員給与費比率
23年度	千円 61,607,961	千円 6,199,835	千円 9,329,181	% 15.1	% 16.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 910	千円 3,657,521	千円 1,023,618	千円 1,322,124	千円 6,003,263	千円 6,597	千円 7,165

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

2 職員数は、平成 24 年 3 月 31 日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額 (23年度決算)
千葉県水道局	45.7歳	388,828円	612,864円
団体平均 (水道事業の都道府県平均)	45.8歳	384,685円	595,951円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉県水道局				千葉県(知事部局等)			
1人当たり平均支給額(23年度)		1,453千円		1人当たり平均支給額(23年度)		1,568千円	
(23年度支給割合)				(23年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.6月分		1.35月分		2.6月分		1.35月分	
(1.45)月分		(0.65)月分		(1.45)月分		(0.65)月分	
(内訳)				(内訳)			
6月期	1.225月分	0.675月分		6月期	1.225月分	0.675月分	
	(0.65)月分	(0.325)月分			(0.65)月分	(0.325)月分	
12月期	1.375月分	0.675月分		12月期	1.375月分	0.675月分	
	(0.8)月分	(0.325)月分			(0.8)月分	(0.325)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%				・役職加算 5~20%			
・管理職加算 15・25%				・管理職加算 15・25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(24年4月1日現在)

千葉県水道局			千葉県(知事部局等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
一人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
自己都合	1,350万6千円		自己都合	90万1千円	
勸奨	2,850万3千円		勸奨	2,770万7千円	
定年	2,663万7千円		定年	2,727万円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		268,415 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		292,073 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内市町村	7%	705人	7%

エ 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給総額(23年度決算)		3,146万8千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		7万8,989円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		44.5%	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
作業手当	水道事務所職員	交通遮断しないで行う道路上での仕切弁作業等(夜間を除く)	日額 290 円
作業手当(夜間)	水道事務所職員	夜間に行う地下の仕切弁室等における機器の操作等	1回につき 320 円
危険現場作業手当(高所)	施設整備センター職員	危険な高所で行う監督等	日額 280 円~340 円
危険現場作業手当(坑内)	施設整備センター職員	トンネル坑内における工事監督等	日額 450 円
浄水等作業手当	浄給水場職員	浄給水場における施設の運転・維持管理業務	日額 250 円 (正規の夜間勤務670円~1,800円、活性炭注入作業日額 250 円、活性炭溶解作業日額 280 円、汚泥処理作業日額 250 円を加算)
劇物等取扱作業手当	浄給水場及び水質センター職員	毒物、劇物を使用した検査等	日額 280 円
用地交渉作業手当	本局(財務課)職員	事業に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	日額 1,000 円~1,500 円
徴収等手当	水道事務所職員	異常水量等の調査認定・料金の未納整理・給水停止等	日額 350 円
災害応急作業手当	水道事務所職員等	重大災害発生現場における応急作業等	日額 710 円~2,160 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	291,414 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	318 千円
支給実績(22年度決算)	369,123 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	397 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同じ	-	千円 89,416	円 218,621
住居手当	借家居住者に支給(月額) 借家 家賃額に応じて27,000円を限度 (家賃12,000円を超える場合に限る。)	同じ	-	千円 43,657	円 85,939
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車、バスを利用する場合 定期券代等全額支給 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～53,530円	同じ	-	千円 185,485	円 207,245
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 職務の級、手当の区分に応じて66,500円～130,300円	同じ	-	千円 81,208	円 873,201
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	-	-	-
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	-	千円 30,528	円 242,289
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等勤務した場合に支給 管理職手当の支給割合に応じ、1回につき8,000円～12,000円	同じ	-	千円 1,468	円 63,826
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 23,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ	-	千円 0	円 0

(注) 休日勤務手当の支給実績については「オ 時間外勤務手当」に含まれています。

(2) 土地造成整備事業及び工業用水道事業（企業庁）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占め る職員給与費比率
23年度	千円	千円	千円	%	%
土地造成整備事業	28,211,594	▲8,801,372	2,970,567	10.5	12.8
工業用水道事業	10,375,397	2,275,096	1,636,800	15.8	17.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
土地	272	1,178,188	276,366	442,574	1,897,128	6,974	7,075
工水	125	535,834	126,501	196,607	858,942	6,871	6,659

- (注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。
2 職員数は、平成 24 年 3 月 31 日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額 (平成23年度)
千葉県企業庁			
土地造成整備事業	47.6歳	415,990円	628,499円
工業用水道事業	48.0歳	412,405円	642,635円
団体平均			
土地造成整備事業	47.5歳	394,748円	589,330円
工業用水道事業	45.5歳	362,100円	550,637円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉県企業庁			千葉県(知事部局等)		
1人当たり平均支給額(23年度)			1人当たり平均支給額(23年度)		
土地造成整備事業 1,627千円			1,568千円		
工業用水道事業 1,573千円					
(23年度支給割合)			(23年度支給割合)		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
2.6月分		1.35月分	2.6月分		1.35月分
(1.45)月分		(0.65)月分	(1.45)月分		(0.65)月分
(内訳)			(内訳)		
6月期	1.225月分	0.675月分	6月期	1.225月分	0.675月分
	(0.65)月分	(0.325)月分		(0.65)月分	(0.325)月分
12月期	1.375月分	0.675月分	12月期	1.375月分	0.675月分
	(0.8)月分	(0.325)月分		(0.8)月分	(0.325)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%			・役職加算 5~20%		
・管理職加算 15・25%			・管理職加算 15・25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(24年4月1日現在)

千葉県企業庁			千葉県(知事部局等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
土地造成整備事業 2,617万6千円			自己都合 90万1千円		
工業用水道事業 2,729万円			勸奨 2,770万7千円		
			定年 2,727万円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		土地造成整備事業	88,925千円
		工業用水道事業	40,065千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		土地造成整備事業	323,364円
		工業用水道事業	315,471円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内市町村	7%	土地造成整備事業 214人	7%
		工業用水道事業 104人	

エ 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給総額(23年度決算)		土地造成整備事業	66千円
		工業用水道事業	979千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		土地造成整備事業	16,375円
		工業用水道事業	36,262円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		土地造成整備事業	1.5%
		工業用水道事業	21.6%
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	建設事務所職員等	災害発生時に河川の堤防等で行う巡回監視、応急作業等	日額710~2,160円
危険現場作業手当	工業用水道事務所職員等	トンネル坑内における掘削作業、監督業務等	日額450円
	建設事務所職員等	危険ながけ、高所で行う監督業務、測量等	日額280~340円
	工業用水道事務所職員等	夜間における土木工事作業等	勤務1回につき320円
配水作業手当	浄水場職員等	浄水場等の施設における運転管理及び維持管理業務	日額200円
		浄水場等及び配水池における高圧電流送電中の受送電設備の保守作業等	日額280円
		時間外等に緊急の呼出しを受けて行う、浄水場等の事故時における復旧作業	勤務1回につき800円
危険物等取扱作業手当	浄水場職員	毒物、劇物の取扱作業等	日額280円
用地交渉作業等手当	建設事務所職員等	公共事業に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	日額540~1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)		土地造成整備事業	26,965千円
		工業用水道事業	20,207千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		土地造成整備事業	98,773円
		工業用水道事業	160,370円
支給実績(22年度決算)		土地造成整備事業	42,965千円
		工業用水道事業	34,550千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		土地造成整備事業	152,357円
		工業用水道事業	261,740円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算	同じ。	—	土地造成整備事業 27,313千円 工業用水道事業 13,272千円	土地造成整備事業 220,267円 工業用水道事業 232,849円
住居手当	借家居住者に支給(月額) 借家 家賃額に応じて27,000円を限度 (家賃12,000円を超える場合に限る。)	同じ。	—	土地造成整備事業 15,770千円 工業用水道事業 5,383千円	土地造成整備事業 93,867円 工業用水道事業 79,167円
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関 を利用し、または乗用車等交通用具を 使用している職員に支給 電車、バスを利用する場合 運賃等相当額 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて 2,000～53,530円	同じ。	—	土地造成整備事業 52,453千円 工業用水道事業 23,339千円	土地造成整備事業 194,271円 工業用水道事業 188,214円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支 給(月額) 支給額の区分に応じて 66,500～130,300円	同じ。	—	土地造成整備事業 64,874千円 工業用水道事業 23,256千円	土地造成整備事業 913,714円 工業用水道事業 830,564円
休日勤務手 当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤 務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	同じ。	—	—	—
夜間勤務手 当	正規の勤務時間として深夜(午後10 時～翌日午前5時)に勤務することを 命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100 ×勤務時間数	同じ。	—	土地造成整備事業 0千円 工業用水道事業 0千円	土地造成整備事業 0円 工業用水道事業 0円
管理職員特 別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時 又は緊急の必要その他の公務の運営 の必要により週休日又は休日等勤務 した場合に支給 管理職手当の支給割合に応じ、1回 につき8,000～12,000円	同じ。	—	土地造成整備事業 0千円 工業用水道事業 0千円	土地造成整備事業 0円 工業用水道事業 0円
単身赴任手 当	異動等に伴い単身赴任することとなっ た職員に支給(月額) 23,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶 者等の住居までの交通距離による加 算有り)	同じ。	—	土地造成整備事業 0千円 工業用水道事業 0千円	土地造成整備事業 0円 工業用水道事業 0円

(注) 休日勤務手当の支給実績については「オ 時間外勤務手当」に含まれています。

(3) 病院事業（病院局）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用A	純損益又は 実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占める 職員給与費比率
23年度	千円 41,884,729	千円 1,132,311	千円 21,072,258	% 50.3	% 50.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 2,063	千円 8,478,710	千円 4,096,644	千円 3,115,893	千円 15,691,247	千円 7,606	千円 7,266

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当（退職手当を除く）をいいます。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（24年4月1日現在）

	区分	平均年齢	基本給	平均月収額
千葉県病院局	医師・歯科医師	45.3歳	626,745円	1,457,180円
	看護師・准看護師等	36.6歳	341,401円	480,731円
	事務職員等	41.2歳	362,398円	591,506円
団体平均(病院事業の 都道府県平均)	医師	44.2歳	555,250円	1,364,877円
	看護師	37.9歳	301,712円	478,374円
	事務職	43.5歳	362,444円	569,991円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉県病院局			千葉県(知事部局等)		
1人当たり平均支給額(23年度) 1,558千円			1人当たり平均支給額(23年度) 1,568千円		
(23年度支給割合)			(23年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	2.6月分	1.35月分		2.6月分	1.35月分
	(1.45)月分	(0.65)月分		(1.45)月分	(0.65)月分
(内訳)			(内訳)		
6月期	1.225月分	0.675月分	6月期	1.225月分	0.675月分
	(0.65)月分	(0.325)月分		(0.65)月分	(0.325)月分
12月期	1.375月分	0.675月分	12月期	1.375月分	0.675月分
	(0.8)月分	(0.325)月分		(0.8)月分	(0.325)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%		・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15・25%		・管理職加算	15・25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(24年4月1日現在)

千葉県病院局			千葉県(知事部局等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
自己都合	184万4千円		自己都合	90万1千円	
勸奨	2,136万3千円		勸奨	2,770万7千円	
定年	2,538万9千円		定年	2,727万円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		722,083千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		359,245円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師及び歯科医師(全域)	15%	263人	15%
県内市町村	7%	1,792人	7%

エ 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給総額(23年度決算)		375,033千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		271,566円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		66.9%	
手当の種類(手当数)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師又は歯科医師である職員であって、管理職手当を受けるべき職にあるもの	患者の診療又は手術等	月額160,000円~250,000円
防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の病原体の検査、感染症の病原体に汚染された場所の消毒作業等 結核の検診、結核患者の療養指導等	日額320円
精神保健業務手当	右記業務に従事した職員	医師による精神障害者の診察の立会い	日額450円
		在宅精神障害者の面接業務	日額400円
臨床研修指導管理手当	医師である職員であって局長が定めるもの	研修医に対する指導又は臨床研修の実施の管理等	月額10,000円
救急搬送調整手当	救急医療センターに勤務する医師である職員であって局長が定めるもの	患者を緊急に搬送するのに必要な調整	1回5,000円~10,000円
夜間看護等手当	看護師、准看護師、助産師 右記業務に従事した職員	深夜における看護等の業務	1回2,000円~6,800円
		待機を依頼された職員が、呼出しを受け、1時間以上行った手術等の業務	1回1,620円
夜間特殊業務手当	医師 臨床検査技師、診療放射線技師及び薬剤師等	深夜における診療等の業務	1回2,600円~5,000円
		深夜における検査等の業務	1回410円~1,100円
放射線取扱作業手当	診療放射線技師等	放射線管理区域内で行う業務(1月100マイクロシーベルト以上放射線を被ばくした場合に限る。)	日額360円
危険物等取扱作業手当	右記業務に従事した職員	毒物、劇物等を使用した検査、試験等	日額280円
危険現場作業手当	臨床工学技師等	高圧酸素治療室内における高圧化での業務	1時間210円~1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	1,248,958千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	602,488円
支給実績(22年度決算)	1,184,622千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	588,778円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	-	140,051千円	200,073円
住居手当	借家居住者に支給(月額) 借家 家賃の額に応じ27,000円を限度 (家賃12,000円を超える場合に限り)	同じ	-	144,507千円	156,902円
通勤手当	通勤のため電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車・バスを利用する場合 運賃等相当額 (6ヶ月定期券代まとめ払い) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて支給(2,000円～53,530円)	同じ	-	203,268千円	121,065円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 適用される給料表並びに職務の級及び区分に応じて53,700円～137,700円	同じ	-	102,654千円	1,193,648円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の職に採用された職員に一定期間支給(月額) 306,000円以下	同じ	-	805,460千円	3,050,984円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時まで)に勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	-	169,370千円	140,790円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分に応じて1回につき6,000円～12,000円	同じ	-	2,308千円	115,400円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 医師 10,000円～45,000円 副看護部長、看護師長 3,600円～10,800円 看護師、臨床検査技師及び放射線技師等 2,950円～8,850円	同じ	-	175,623千円	389,409円
休日勤務手当	休日等に命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	-	-	-
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額)23,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ	-	0千円	0円

(注) 休日勤務手当の支給実績については「オ 時間外勤務手当」に含まれています。